

平成29年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成29年12月5日（火）

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第34号～議案第39号審査】

日程第2 議案第34号 平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第35号 平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

日程第4 議案第36号 平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

日程第5 議案第37号 葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部  
を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

日程第6 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 13

日程第7 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 13

平成29年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

12月定例会議 議事日程告示年月日	平成29年11月22日（水）			
定例会議再開年月日	平成29年12月1日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成29年12月5日（火） 開会10時00分 閉会10時46分			
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉帯春治	○
	山崎邦廣	○	山岸はる美	○
	大平守	○	辰柳敬一	○
	柴田勇雄	○	高宮一明	○
	鈴木満	○	中崎和久	—
会議録署名委員	大平守		姉帯春治	
会議の書記	議会事務局長	服部隆行	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	檜木幸夫
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課長	中村輝実
	教育委員長		建設水道課長	中山優彦
	農業委員会会長		教育委員会事務局教育次長	山下弘司
	代表監査委員		病院事務局長	松浦利明
	教育長	中田直雅	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	波紫徳彰
	政策秘書課室長	大久保栄作	総務企画課財政係長	近藤桂太
	住民会計課長	村中英治		

( 開会時刻 10時00分 )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数16ページでございます。

8款、土木費、2項、2目、13節の委託料について伺います。道路施設定期点検業務7,000,000円の補正予算でございますが、これは、義務づけのトンネル点検を1年前倒しで実施との説明がありました。これは、必要な箇所を全部行うのか、場所等について伺います。

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

建設水道課長。

建設水道課長 ( 中山優彦君 )

ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

質問の内容ですけれども、トンネル点検全箇所を行うのかというような質問と受け止めておりますけれども、これにつきましては、町内には上外川トンネルと袖山トンネル2カ所ございます。上外川トンネル860メートル、袖山トンネル566メートルとなっておりますけれども、この2本のトンネルの点検をするものでございます。

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

山崎委員。

山崎邦廣委員

そうしますと、トンネル本体といたしますか、それと併せて付属物、金属部分とか、そういった付属物の点検も、これには含まれるということでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

付属物の点検、標識だとか様々あるわけでございますけれども、これにつきましては、3年ほど前に一度実施をしておりますので、今回のこの委託費には含まれておりません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

そして、その点検作業の中で、例えば、コンクリートのうきとか、そういったはく離部分があった場合については、今回のこの点検に、そういったコンクリートのうき、はく離部分などの撤去などの応急措置も、これは含まれているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

打音点検ということで、コンクリートの表面を金づち等で叩いて行う点検を行うわけですが、そのときに、ちょっと違うような音がするようなところ、これは叩いて落として、応急処置をするというところまで入っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ただいまの件は分かりました。もう1点伺います。ページ数は19ページであります。

10款、教育費、2項、1目、13節の委託料、葛巻小学校大規模改修工事設計業務12,000,000円でございますが、この改修の詳細と、その完了時期につきまして、お伺いします。

議長（中崎和久君）

教育次長。

**教育委員会事務局教育次長（山下弘司君）**

お答えいたします。

ただいまの葛巻小学校の大規模改修の事業の関係でございますが、事業の内容は、老朽化してきていることに伴う改修ということで、ライフライン、水道とか、そういった配管の工事等、それと、暖房、それから、壁等の塗装、それから、屋根の塗装、それと、内装、床補修、それに、高所の照明器具の交換等、あと、トイレの改修等、そういった工事内容になるものです。

それと、工事の予定でございますが、本来、この工事は来年度の事業で行う予定だったのですが、国の方の補助事業が前倒しで決定になったことによって、今年度の予算で設計等をお願いしまして、工事につきましては来年度に繰り越すような形で実施になる予定でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

5 ページの地方債補正との関わりが29 ページの財源移動で出てまいりますので、学校給食センターの厨房機器整備事業、今回、地方債補正と財源移動で29 ページになっております。

それで、これに関連して、現在、給食の関係については、一戸町で提供している給食業務がストップしているというようなことでございますが、こういったような実態は、現在、どのような形で子どもたちが給食をとっておられるのか。

そして、また、この一戸の業者の方が今後見込めないというような場合の次の対策はどのような進行状況になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

教育長。

**教育長（中田直雅君）**

お答えを申し上げます。

一野辺パンの破産によりまして、現在、主食の、いわゆる学校給食のパン、あるいはご飯の供給がストップしているという状態が続いております。

県の学校給食会では、代替りの業者をできるだけ早く選定したいということで、いろいろ企業とも調整をしながら努力はしてくれてはおるのですけれども、具体的に一野辺パンに代わって、その業務を委託できる業者というものが決まっていないというのが現状でございます。大変、皆さんにはご不便をおかけしておりますが、やはり代替りの業者というものを、きちっとした形で選定をして、委託するという段階に至っておられないわけで、そういった作業が、やはり、もうしばらく続くものと思われま。

したがって、現在の家庭からご飯を持参するというような形の給食が、まだ、しばらくの間、当分の間続くものと、このように思っております。

学校給食会等を通しまして、私たちも、そういった早期の代替りの業者、その選定、もし、それが長期化するような場合に、では、子どもたちに対する、そういうご飯とかパンの供給のあり方について、どのような対策を講じるかということに関係者の方々のご意見も伺いながら、そういった協議の場も、場合によっては設定していく必要があるかと思っておるところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実態については、今の説明で分かりました。

給食業務ですので、毎日、授業と併せた大事な給食業務でございますので、こういったような部分、県の給食会なども一生懸命やっているというようなことではございますけれども、一日も早い、この給食業務が正規なもの、そういったようなものが、私は必要ではないかと思っております。見通しは全然立っていないのか、4月からでも改善の見通しがあるのか、3学期もこのままいくのか、その点について再度お伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

結論から申しますと、おそらく3学期も、このような形が継続されるものと思っております。

来年度当初から、従来のような形の主食、ご飯、パン等の供給ができるかどうかということについては、学校給食会はじめ関係機関等のこれからの様々な情報収集であったり、あるいは、そういった協議の場を設けながら検討していくわけですが、代替の業者が見つからない場合には、また別な選択肢というものも考えていかななくてはならない、その場合もあろうかと、このように思っております。具体的に、では、そういう場合には、町の給食センターでもご飯を炊いて、それを供給できるような形に持っていくというようなケースもあるでしょうし、ほかにも様々なことが考えられるかとは思っておりますが、現時点で、これについて、はっきりとお示しする段階ではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

## 柴田勇雄委員

まず、一日も早い給食業務を開始していただきたいということを求めたいと思いますし、また、この児童、生徒、この給食がないことによって何か支障をきたすとか、ひもじい思いをさせるとか、そういったような問題が学校間であれば、お聞かせをいただきたいと思いますが、そういったようなことは一切問題なければよろしいわけですが、その現状も併せてお知らせをいただきたいと。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

## 教育長（中田直雅君）

今のご質問でございますが、幸いと言っては何ですけれども、私たちも校長会議、あるいは臨時の学校給食センターの運営委員会なども開きまして、そういった学校現場での状況、子どもたちが家からご飯を毎日ちゃんと持って学校に登校できて、そして、おかずとか、あるいは牛乳等は従来どおり給食センターの方から供給できているわけなのですが、そういったことでの不都合がないかどうかということについては、私たちも、そこは、しっかり把握、確認をしておりますが、現在のところ、そういったことでの支障をきたすというようなことには至っていないという報告を受けておりますので、このことについては、ご報告したいと思っております。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第37号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

今回の農業委員会の定数条例の一部改正については、世紀の、これまでの大改革ではないのかなど、このように思っております。従前の公選制については、非常にいろいろなご意見があったところで、これを改善すべく、今回は推薦・公募制による町長の任命というような大きな考えのもとに改正になるようでございますが、従前、公選制と選任制の部分については、現在もそうになって、次からの推薦・公募制になるわけではございませんけれども、16人から、農業委員そのものが9人に減ってしまうというようなこと、それから、そういったような代わりに、農地利用最適化推進委員11人の方が、この提案の状況になっているわけですが、農業委員9人に、この減員するというようなこと、それから、たぶん政令の定数上限が19人となっておりますけれども、当町の場合には、この9人になる要件みたいなものがあるかと思っておりますが、この理由づけについてご説明をいただきたいと思っております。

それから、もうひとつには、農業委員、現在の農業委員と次の改正後の農業委員の間では、職務について、どのような相違が出てくるのか、併せて、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（千葉隆則君）

ただいまの柴田委員のご質問に、お答えいたします。

まず、農業委員を9人としたわけでございますけれども、本町の場合、政令の定数上限は、柴田委員からご質問のとおり19人が上限となっているところでございます。新制度におきましては、委員会を機動的に開催されるよう、現行の半分程度の定数とされるよう国から示されているところでございます。

また、この新制度におきまして、委員の過半を原則として認定農業者とする旨のほか、農業者以外の中で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上、女性、青年の積極的な登用なども示されてございます。

こうしたことから、当町におきましては、この委員定数が現行16名でございますことから、半分程度となりますと、委員定数は8名となります。うち、認定農業者からの委員数が5人となりますけれども、委員の構成バランス等を考慮した場合、8人の場合は、認定農業者以外の方が3人ということで、5対3となりますけれども、そこを、認定農業者5人に対して、認定農業者以外の方を4人ということのバランスを考慮したものでございます。

あと、もうひとつの農業委員の職務につきましては、農業委員につきましては、基本的には制度改正しても業務そのものの変更ということにはございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

## 柴田勇雄委員

そういったようなことで、9人にしたというようなことについては分かりました。

次に、今回初めて農業委員、あるいは推進委員の方々に対して、基本報酬は従前どおりのような感じで、あと、成果報酬というのが出てきているわけです。一般的に聞き慣れない、非常勤特別職では初めての成果報酬というような、年額でお支払いするというような内容になっております。これについては、この中身はよく分からないのでお聞きするわけなのですが、個人的な報酬になるのか、あと、全員に支給される、いわゆるチーム報酬というような考え方になるのか、その辺あたりが見えませんが、あと、額的には、年額とすれば、どの程度の試算をして、この予算の範囲内で町長が定める額を設定してくるものか、その辺が見えませんが、この成果報酬、非常に、今後こういったようなものが非常勤特別職の場合にも出てくるような、無きにしても非ず、これが初めての、聞き慣れない成果報酬というようなことでございますので、あえてお伺いをいたしたいと思います。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農業委員会事務局長。

## 農業委員会事務局長（千葉隆則君）

柴田委員のご質問に、お答えいたします。

まず、先ほどの成果報酬の個人かチームかということでございますけれども、基本的には個人に、成果の実績に応じて支給されるものでございます。

この農地利用最適化交付金を財源といたしまして、この成果報酬が支給されるわけでございますけれども、今般の法改正によりまして、これまで任意事業でございました農地利用最適化の推進が義務化されたことに伴いまして、農地集積や遊休農地解消などの業務量が増大することから、これらの活動及び成果実績に応じて、市町村が基礎的な報酬に上乗せで支払うための財源として新たに措置された交付金でございます。

この交付対象は、新制度に移行した農業委員会を対象となるものでございまして、一応、1人当たりの交付の見込額ということでございますので、年額では最大で240,000円程度を想定しているものでございます。ただ、交付見込みにつきましては、現在、交付額の、新制度に移行した市町村が対象になるということで先ほどお話ししましたけれども、ほとんどが年度途中からのため、今年度は活動実績分のみ、いわゆる活動日数に応じた成果の部分のみを申請している状況でございます。

また、28年度、先に移行した市町村につきましては、この成果報酬の上乗せ条例がないため、ほとんどの市町村で申請をしておりません。その中で、唯一、山田町が今年9月に、その上乗せ条例の改正を行いまして、成果報酬を含めて申請をいたしました。委員等の活動による成果であることを示す資料というものが求められるわけでございますけれども、これがないために成果報酬分も取り下げておりまして、今年度におきまして、岩手県での成果実績分の申請実績はゼロという状況となっております。したがって、成果実績分の交付状況について確認するまで期間等を要すること等もござい

まして、本町への交付見込額についても不透明な状況となっているものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）議

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。

こういったような、いわゆる農業委員の数の9人については条例事項なわけですが、その他の任命要件がいろいろ、先ほど答弁にあった認定農業者数、農業者の方が半数ということで5人とか、利害関係人以外の方はお一人とか、あとは若者の方とか、女性の方も入れると、その他の農業者の方も入れるというようなことで、こういったような要件については、どのような法規で規定されるものか。

それから、この成果報酬の基本的な考え方をどのような形でのまとめ方をした何かの書き物がなければ、この根拠がないわけでございますけれども、そういったような分については、どのようになるのか。

あと、こういったような部分での年額での支給については、何月にどのように支払っていくのか明確ではないわけでございますので、そういったような部分はどのようになるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農業委員会事務局長。

#### 農業委員会事務局長（千葉隆則君）

まず、お一つ目のご質問の要件等でございますけれども、農業委員の選任にあたりましては、あらかじめ地区や団体ごとの定数を設けて推薦等を求めることは、当該地区の団体の構成員で募集に応募しようとする者の選任の機会を制限することになるため、行わないこととされてございます。

また、改選後の農業委員には、このような制限は、例えば、農業委員会の区域内に住所を有さないものの当該区域内において農業経営を行っている者や、当該区域の農業事情に詳しい者等が農業委員に推薦され、または応募することも可能となっております。

農業委員になることができない者として、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、若しくは禁固以上の刑に処され、その執行が終わるまで、または受けることがなくなるまでの者となっております。

それで、要件につきましては、農業委員会法の第8条の5項から7項に規定されているものでございますけれども、まず、認定農業者の要件といたしましては、農業認定者である個人、または認定農業者である法人の業務を執行する役員、または当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作、または養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とされているものでございます。この法8条5項の中で、過半数の要件、過半数以上を占めるよう法で規定されているものでございます。

また、利害関係を有しない者につきましては、同じく、第6項で規定されておりまして、特定の資格が求められるものではございませんが、例えば、会社員ですとか商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な方が考えられるものでございます。

それから、先ほどの女性、若者に関しては、同法の8条第7項に規定されておりまして、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮し、あらかじめ青年や女性の枠を設け、その枠を満たせば良いといった運用にはならないよう留意するよう示されているものでございまして、委員の任命等につきましてはの目標数等を具体には示せるものではございませんが、そういったような規定がされているものでございます。

それから、支給方法で、どのように支給されるかということで、活動時間に応じたものと、あと、集積面積等に応じた交付額を、それぞれ合算いたしまして、年度末、若しくは翌年度の初めころに成果報酬として年額で一括で支給するものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

私、今、聞き漏らしたかも分かりませんが、あまり早口ですので、ゆっくり喋ってくださいね。

いわゆる何かの書き物にして、規定か何かをやって、こういったような成果報酬は、こういったような部分については、お支払いしますという何かがあれば、おかしいような感じがしますので、そういったようなものは規定しますかということをお伺いしておりました。

それから、例えば、あってはならないことなのでしょうけども、公募による町長の任命、あるいは農業委員会の委嘱制というような形になっておりますが、例えば、公募した場合に、この定員に満たないような場合はどのような形になるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農業委員会事務局長。

#### 農業委員会事務局長（千葉隆則君）

失礼いたしました。

支給につきましては、別に支給規則を定めて支給するものでございます。

それから、公募した際の確保対策ということでございますけれども、農業委員それぞれ推進委員の候補者の確保、選任につきましては、あらかじめ地区や団体ごとの定数枠を設けて推薦することは、当該地区や団体の構成員で募集に応募しようとする者の選任の機会を制限することになるため、適当ではないとされてございます。とはいいまして、選任にあたっては、年齢、性別はもちろんのこと、地域のバランスもある程度考慮

する必要がございますことから、町といたしましては、認定農業者をはじめ、できるだけ多くの方が推薦され、または応募されることを望むものでございます。

もし仮に、応募されて人数等が少ない場合につきましては、その際には、応募期間が大体1カ月程度とされてございますので、まず、1回は中間で、その方々をインターネット等、町のホームページで公表されることとなっております。その際、満たない場合は、改めて、また先ほどの地域等々ですとか、そういったような要件等に配慮して、改めて、また、そういったような地域の農業者団体の方ですとか、そういったところに働きかけを行うものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

私が聞きたいのは、支給する場合には何かの根拠がなければダメなわけで、例えば、こういったような成果報酬の部分については、活動時間に対するものとか、それから、この農地面積に応じた算定した額とか、いろいろ、ここに、資料を見ればあるものですから、こういったような部分が、もう何かで書いていなければ、この根拠となる、この成果報酬が支払われないのではないのかなというようなことになってくるのではないかなと思いますので、こういったような、きちっとした支給できる根拠が、どこで、どのような形で決めますかということ、何回も申し上げるようでございますけれども、そのところが答弁にはないので、何回も立たせていただいていたと思います。よろしく願います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今、成果報酬あるいは委員の選任に関する規定等々が具体的に見えないというお話等々もございますので、こちらの方からも答弁させていただきますが、まず、成果報酬の支給に関する規則を定めるものであります。

その中で、ひとつには、委員の活動の時間を算定するような、支給の根拠の中に委員の時間、相談業務、あるいは、いろいろな活動の時間を設定しておりますし、それから、もう1件は、その農地の利用の集積、いわゆる最適化ということが重視されているものでありますので、そういう集積の面積に応じた、その算定の基礎になっているものであります。これは、規則の方で定めて運用していくということになるものであります。

それから、委員の選任につきましても同様に、うちの方の今回の12月議会の議案資料のところにも、今回の条例改正に伴っての資料を添付しておりますが、そういう中で、法に基づいては上限が19人ということになるわけですが、先ほどお話ししたよう

な、今回の定数の半数程度という部分がひとつの基準として示されておりますので、そういうこと等も参考にもしながら、今回、農業委員は9人とさせていただいておりますし、それから、その中で、この法の8条の5項から7項の規定のところがございますが、認定農業者、それから、利害関係人、さらには年齢等に配慮しながら、あるいは若者、女性の登用といたしますか、その他ということになるわけですが、そういうこと等を、特に認定農業者の半数という、全体の半数ということがございますので、9人とした場合、5人になるわけですが、そのほかの分の規定といたしまして、先ほどのお話しているような利害関係者とか、あるいは若者、あるいは女性という等々から4名ということになりまして、9名になるものであります。

それから、もうひとつは委員の方ですが、今回、うちの方としては11名になって、37名ということがひとつの上限になっておりますが、現在の農業委員の2割程度増の委員と推進委員を合わせてという基準もございますので、そうしますと、概ね20人程度になるものであります。したがって、農業委員の定数の方は9人、そして、合わせて11人という大枠の基準として、そういう基準を定めておるものでありますし、それから、推進委員等の部分につきましては、地区ごとの推薦・公募ということにもなりますので、そういう規定等につきましては、規則の方で定めているという内容になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。

いわゆる、この農業委員会委員の定数については、条例ですから、ここの分だけしか、ここの次回の分に関与することはできない事項で、たぶん今の副町長のお話ですと、あとの細かい部分については規則で定めたいという趣旨の発言だと思っております。分かりました。その根拠さえ示して、こういうようなのは、最初の運用ですから、しっかりやっておかなければダメだと思って、あえてお伺いをいたしました。ありがとうございました。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第 37 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 37 号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 37 号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 38 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 39 号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、このマイクロバスのディーゼル車ですけども、この会社から購入するということについては、見積もりを何社からか取って決定になったのか。それとも、今までに使ったバスが良いから、こういうように選んだのか、その点をひとつお願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

## 健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

健康福祉課長の方から、答弁させていただきます。

今回、患者輸送車を1台購入したいということで、このように議案を提出したわけでございます。この選定の方法についてでございます。これまで、バス、学校教育の方、あるいは、こちらの方、最近買った事例がございます。いろいろなメーカー、三菱さん、ヒノさん、トヨタさん、日産さん、いすゞさん、こちらの方が候補に挙がっております。その中で、どのように会社を指定しながら購入しているかというようなご質問の内容でございました。

現在でございますので、性能、あるいは、みんな同じであれば同じに入札をしたいわけでございますが、安全装備、あるいは排気量、あるいは経費の関係から燃料というようなものがございます。四輪駆動車ということもありますけども、いろいろなのを判断しながら、現在、安全機能が良くて、これからの経費がかからないというようなところを判定しまして、その安全ポイントみたいなものを自分たちで見ながら、今回はヒノさんとトヨタさんの機種が優れているということで判断して、見積もりを取ったものでございました。

## 輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

ほかに。

（ 「なし」の声あり ）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 「なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立全員です。

したがって、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

( 閉会時刻 10時46分 )